

いきしま みしま いきし **杵岐島・三島地区（長崎県杵岐市）における防護措置**

- ▶ 杵岐市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、対象となる住民に対して全戸配布された告知放送受信機を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- ▶ 一時移転等の指示が出た場合、杵岐島の住民は、杵岐島北部へ移動。また、大島・長島・原島の住民は、集合場所である三島小学校・長島放射線防護施設・原島放射線防護施設まで徒歩で移動した後、大島港・長島港・原島港から長崎県、杵岐市が確保する船舶により郷ノ浦港まで移動。その後、長崎県、杵岐市が確保するバス等により避難先施設となる杵岐市内の沼津小学校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である三島小学校等にて屋内退避。
- ▶ 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、杵岐市役所等に備蓄。



ひめしま いとしまし **姫島（福岡県糸島市）における防護措置**

- ▶ 糸島市は屋内退避や一時移転等の指示が出た場合、住民に対して防災行政無線等を活用するほか、自主防災組織、消防団等を通じて必要な情報を伝達。
- ▶ 一時移転等の指示が出た場合、住民は、集合場所である姫島福祉センターはまゆうまで徒歩等で移動した後、姫島港から福岡県、糸島市が確保する船舶により岐志港まで移動。その後、福岡県、糸島市が確保するバス等により避難先となる福岡市立福岡女子高校まで移動。なお、悪天候等により船舶による避難が困難な場合や避難の実施により健康リスクが高まる住民は、放射線防護対策施設である姫島福祉センターはまゆうに屋内退避。
- ▶ 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、姫島福祉センターはまゆうに備蓄。



- 災害時に備え、本土との架橋のない離島においては、全島民を対象にした生活物資（食料、飲料水等）をそれぞれの離島において備蓄。
- 本土との架橋のある離島においては、島内の生活物資の備蓄に加え、それぞれの市における民間業者等との物資の供給に関する協定に基づき、必要な生活物資を確保。
- 生活物資が不足する場合は、海路、空路、陸路により、必要な生活物資を供給。



8. 冷却告示の対象である 1号機に係る対応